



ひなまつりが家族の行事になりました。

NEWS LETTER

発行元：中山優子法務事務所
〒810-0001
福岡市中央区天神4-5-10-704
TEL：092-707-3617 FAX：092-707-3618



お陰様で7か月になりました。

在宅ワーク生活ものこり1カ月をきりました。4月から娘は保育園なので、入園にあたっての準備物を確認すると、「ゲッ！」裁縫が必要なものが多々、。こういうことは得意な方をお願いすべきだという主人のアドバイスに基づき、裁縫上手な主人ママへお願いしました♪喜んで引き受けてくれて安心しました。

これは事業でも当てはまると思います。行政書士業務は幅広いのですが、全ての依頼に精通するのは難しい。よって、その分野に強い人を紹介すると、自分のやるべき仕事に集中でき、任せた相手は依頼が増え、お客様も安心という「三方良し」が実現します。というわけで今後も主人ママにはお仕事お願いする気満々です！（お礼はもちろんします！）恵まれた環境に改めて感謝しています。

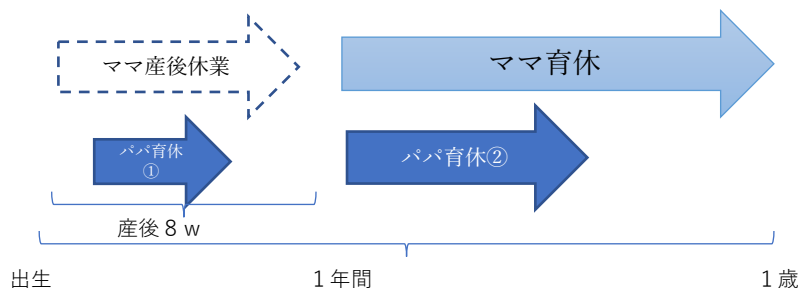
男性の育児休業について

育児休業は男性も取得できるのはご存じかと思いますが。実際の取得率は、小泉環境大臣が取得した影響もあり、国家公務員は28%で上がっていますが、地方公務員で8%民間企業で7.48%にとどまっています。取得期間は3ヶ月以内で8割です。まだ取得される方は少ない状況ではありますが、昨今、産後うつが原因で女性が自殺を図ったり、子に虐待をしてしまったりと悲しいニュースが多く、育児に対する男性の協力が不可欠であるという風潮になっています。

よって、今後は世の中全体として男性の育児休業を促進していくことになると思います。長期的に考えれば、優秀な人材の定着や従業員の帰属意識を高めることに繋がります。ぜひ、育児休暇の導入等、男性従業員の育児休業についての理解や支援の準備をお早目にされることをお勧めします。男性には育児休業の特例がありますのでご参考にしてください。

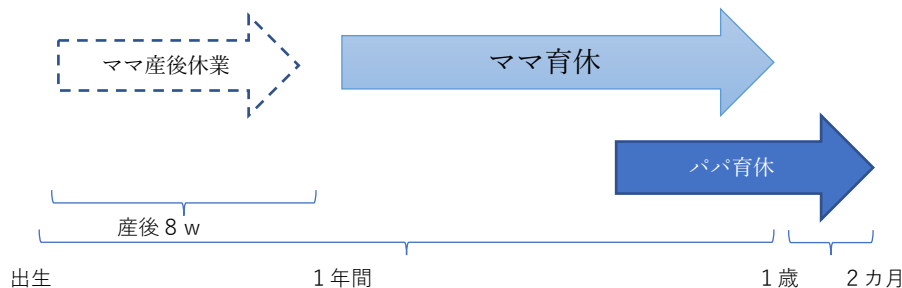
①パパ休暇（ママが専業主婦やフリーランスでもOK）

子どもが生まれて8w以内に育児休業を取得し、復帰した場合、子どもが1歳になるまでの間は、特別な事情がなくても、2回目の休業取得が可能である。



②パバママ育休プラス（ママが雇用保険被保険者であること）

両親がともに育児休業を取得する場合、原則として子どもが1歳までの休業期間が、1歳2か月に達するまでに延長可能。



<補足説明>

- ・一人あたり1年2か月取得出来るというわけではありません。
- ・パパ休暇との併用可能です。

<要件>

- ・ママが育児休業を取得していること
- ・パパの育児休業開始予定が子の1歳の誕生日前であること
- ・パパの育児休業予定日がママの育児休業の初日以降であること

③男性の育児休業取得、育児休暇制度の導入で受けられる助成金「両立支援助成金」がある。

■出生時両立支援コース

- ・出生後8週間以内に男性労働者に5日以上育休を取得させること：1人につき57万円
- ・育児目的休暇制度の導入（男女ともに休暇が取れる制度を導入）：1事業主につき、1回限り28.5万円

※助成金には、就業規則への明記やその他要件があるので、詳細はHPなどでご確認ください。